

# 会計法規集の120%活用法 Q&A

— そうだ！『会計法規集』を使いこなそう！ —

## Q1 『会計法規集』って誰に役立つの？

**A** 『会計法規集』は次の方々の必携書です！

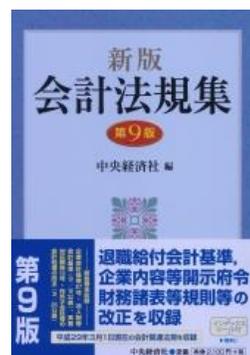
◆ **会計学（財務会計）の学習、会計士・税理士・簿記等の資格試験を受験される方**

→ 会計基準、法令等の原文を読むことにより、内容の理解が進みます！

→ テキストを読んで丸暗記するよりも記憶に残り、かえって効率的な学習ができます！

◆ **実務家の方（経理担当者・税理士・会計士等）**

→ 通常の処理等はもちろん、未知・複雑な事案に直面した際、会計基準等の原文は強力な味方になります！



資格試験合格者に本書の学習と実務への役立ちを聞いてみました。



**公認会計士試験  
合格者 A さん**  
(大手監査法人勤務  
2年目)

会計士試験の短答式では、会計基準等の内容をそのまま問われることも多く、直前期までにテキスト・答練などでポイントをチェックしておき、直前期は重点的に読み込んでいました。

また論文式では、会計基準の内容（特に結論の背景）を踏まえ自分なりにまとめていかなければならず、法規集の原文を読み込んで理解することは必須ですね。

現在実務を行う際、法人のマニュアルもありますが、マニュアルにはない問題に直面することも多く、そうした場合は、会計基準や法令の原文とその趣旨を手がかりに実務を行っています。IFRS も英語の原文で読めるようにできるようになることが当面の目標ですね。



税理士試験合格者

Bさん

(会計事務所勤務  
3年目)

「税理士」「会計士」「経理担当者」はAIの発達でなくなる職業とよくいわれますよね。確かに定型的な仕事はAIに取って代わられると思いますが、プロフェッショナルとしてさまざまな判断をしていく仕事はAIにはできず、これが今後求められるスキルだと思います。

そして、その判断の拠り所となるものの1つが、税法や会計基準等で、これを使いこなすことがこれまで以上に重要になると思います。

専門学校のテキストや理論集はよくまとまっていますが、頼りすぎると実務の世界に入ってから苦労します。原文を読むのは時間がかかり面倒ですが、内容をより深く理解でき、かえって「急がば回れ」ともいえるでしょう。特になかなか内容の理解が進まない方は、法規集等で原文の読み込むことをオススメします！

## Q2 そもそも『会計法規集』って何？

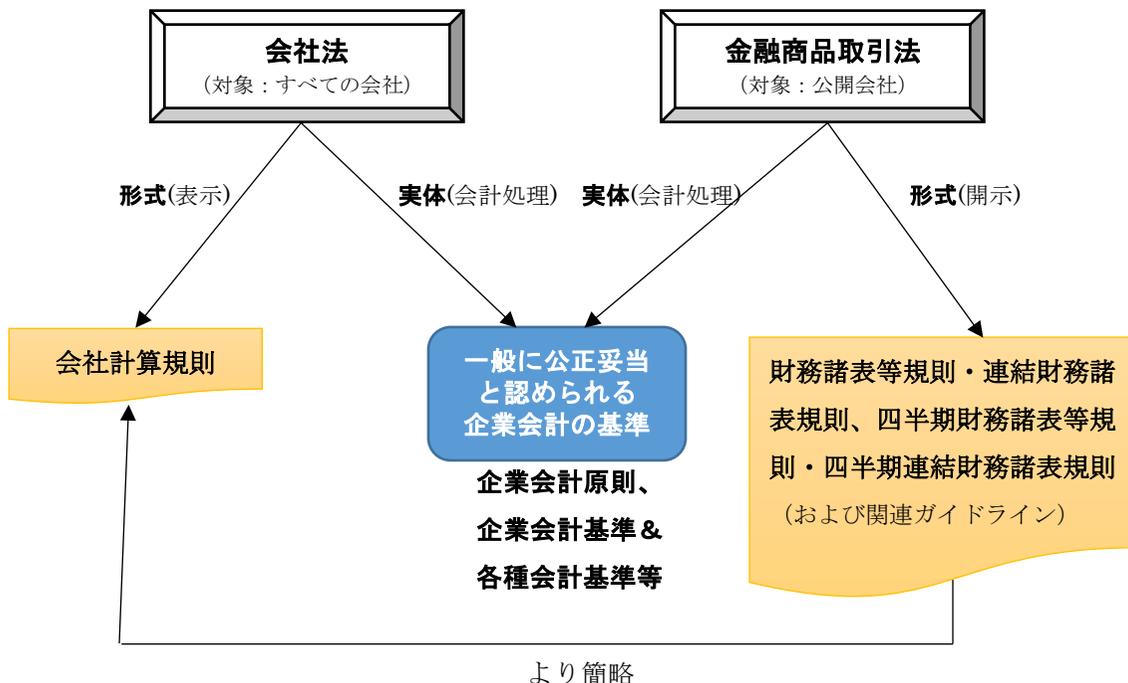
**A** 『会計法規集』（以下「本書」）は、「会計諸基準編」に企業会計原則や各種会計基準を、「会社法編」「金融商品取引法編」に関係法令を収録しており、日本の会計制度の根幹となる文書・資料等を収めたものです。

日本の制度会計には、すべての会社が従うべき「**会社法会計**」といわれる公開会社が従うべき「**金融商品取引法会計**」の2つがあります。

そして、会社法に従って計算書類を作成する場合、形式面は会社計算規則の規定に従う一方、会計処理は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うものとされ、その代表的なものが企業会計原則、企業会計基準その他の会計基準等です。

金融商品取引法に従って財務諸表を作成する場合も、形式面は財務諸表等規則等の規定に従う一方、会計処理は「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従うものとされ、企業会計原則、企業会計基準その他の会計基準がこれに該当します。

この関係を図解すると、以下のようになります。



## Q3 なぜ本書は必要なの？

**A** Q2 で本書の内容はまさに実務の基盤であることはわかったと思いますが、**税理士試験・会計士試験・簿記検定においても大変重要です。**なぜでしょうか？ 理由は以下のとおりです。

- ① 税理士試験、会計士試験は、国が申告納税制度、会計・監査制度の一翼を担うにふさわしい人材かを確認する試験であるから、会計制度の出題が中心になり、本書に収録されている法令・会計基準等は、日本の会計制度の根幹をなすものであること
- ② 簿記の仕訳は、会計制度の規定を前提にしており、また財務会計のテキストは本書に収録されている内容を整理してまとめたものであるから、原文を読めば理解がより深まること
- ③ 本書に収録されている法令・会計基準等は、いわば会計制度の公式文書であり、学者・実務家の共通基盤といえ、試験委員は安心して出題できるとともに、採点に際してもこれらの文言を使用した文章のほうが好印象であること

なお、税理士試験の受験案内、会計士試験の出題区分の要旨には会

計基準等のみならず法令も試験範囲に含まれており、特に税理士試験では法令も毎年出題されています。本書はともに収録されており、資格試験の学習に最適です。

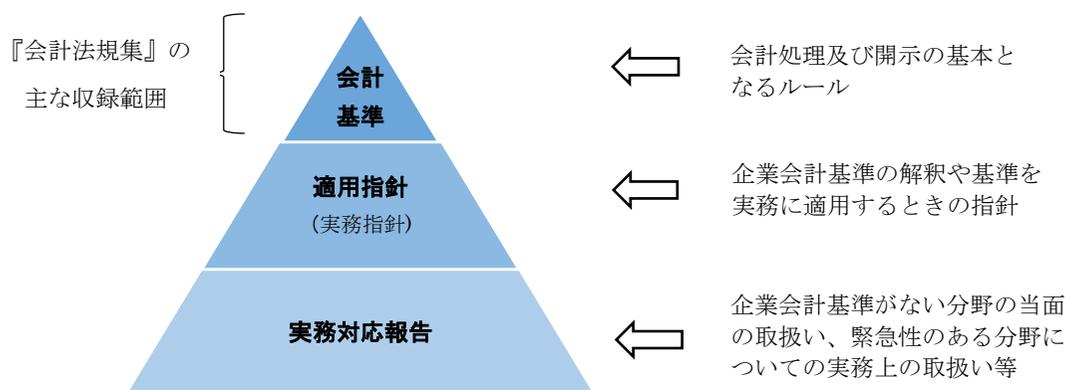
## Q4 本書を使いこなすために知っておきたい基礎知識を教えてください。

A 以下では、本書を使いこなすために必ず知っておきたい基礎知識を解説します。

### ① 会計基準等の構成

会計基準は、戦後長い間、大蔵大臣の諮問機関である「**企業会計審議会**」（以下、「審議会」といいます）が設定していました。しかし、社会情勢の急速な変化に対応し、会計基準の機動的な開発を図るため、2001年に民間団体である**企業会計基準委員会**（Accounting Standards Board of Japan / 略称：**ASBJ**。以下、「ASBJ」といいます）が審議会に代わり、会計基準の設定を行うこととなりました。

なお、現在の会計基準等の体系は次のとおりで、本書は会計諸基準編で主に「会計基準」を収録しています。



なお、現在本書の「会計諸基準編」には、審議会により設定されたものと ASBJ により設定されたものの両方が収録されています。

審議会により設定された会計基準は「〇〇に係る会計基準」という

名称に対して、ASBJにより設定された会計基準は「〇〇に関する会計基準」というように名称が異なるとともに、以下のように構成も異なります（どちらが設定した基準かは、基準本文の標題の下に記載されています）。

◆審議会が設定した会計基準の構成	◆ASBJが設定する会計基準の構成
1. 前文・設定に関する意見書（背景や考え方を示す）	1. 目的
2. 会計基準	2. 会計基準
3. 注解（会計基準の補足）	3. 結論の背景

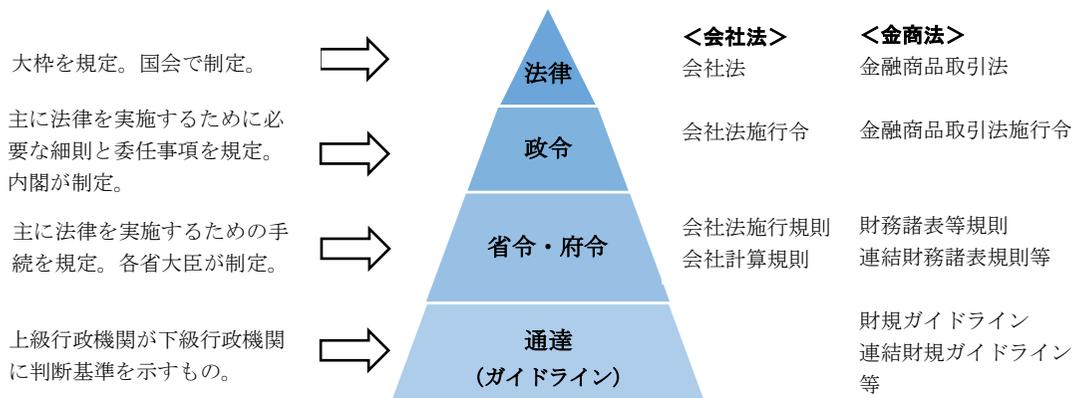
審議会の「前文」または「〇〇に係る会計基準の設定に関する意見書」が、ASBJの「結論の背景」に該当すると考えてよいでしょう。

ちなみに、ASBJによる会計基準等の冒頭の数字は、「第〇項(こう)」と読みます。

さらに、本書では関連法規編に、ASBJの公表した「**討議資料 財務会計の概念フレームワーク**」を収録しています。「概念フレームワーク」とは、企業会計の基礎にある前提や概念を体系化したものであり、現行基準の解釈や将来の基準開発に指針を与える役割もあることから、税理士・会計士試験にも重要なものといえます。

## ② 法令の構成

法令等の構成と会社法・金融商品取引法の間を関係を図解すると、次のとおりになります。



### ③ 条文の読み方

法令等の条文は、箇条書きの形になっており、この箇条書きのことを「**条（じょう）**」といいます。そして、1つの条を内容に応じて区分する必要がある場合を「**項（こう）**」といいます。

条または項の中で、いくつかの事項を列挙する場合、「一、二、三……」と漢数字で列記し、これを「**号（ごう）**」といいます。

具体例でみてみましょう。

#### （配当等の制限）

**会社法第 461 条** 次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。以下この節において同じ。）の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。

一～八（省略）

2 前項に規定する「分配可能額」とは、第 1 号及び第 2 号に掲げる額の合計額から第 3 号から第 6 号までに掲げる額の合計額を減じて得た額をいう（以下この節において同じ。）。

一 剰余金の額

二 臨時計算書類につき第 441 条第 4 項の承認（同項ただし書に規定する場合にあっては、同条第三項の承認）を受けた場合における次に掲げる額

イ 第 441 条第 1 項第 2 号の期間の利益の額として法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額 **規 116・計規 156**

ロ 第 441 条第 1 項第 2 号の期間内に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額

三～六（省略）

#### （臨時計算書類の利益の額）

**会社計算規則第 156 条** 法第 461 条第 2 項第 2 号イに規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、臨時計算書類の損益計算書に計上された当期純損益金額（零以上の額に限る。）とする。

上記の下線部分は「**会社法第 461 条第 2 項第 2 号イ**」といいます。なお、本文の根拠規定を示す場合「**会社法 461②二イ**」と略記する場合もあります。

なお、この条文の後ろに「**規 116・計規 156**」とあるのは、法律と政省令の委任関係を示します。つまり、「**会社法 461②二イ**」は「**会社法**

施行規則第 116 条」と「会社計算規則第 156 条」に委任されていることを示します。

## Q5 では具体的にどう使えばいいの？

**A** 本書にはさまざまな使い方がありますが、以下では使い方のヒントを挙げます。

### ① 辞書的に使う！

テキストなどを読む際、カッコ書きで根拠規定が示されているものについて、丹念に原文にあたっていく方法があります。

テキストの記載は簡略化されていることも多いのですが、**原文にあたることで理解が進み、その結果知識も定着します。**

特に、会計基準を読む場合、会計基準とともに「結論の背景」をじっくり読み込みましょう。ここには、基準が採用した考え方だけではなく、他の考え方なども記載されており、理解がより深まります。

ちなみに、公認会計士試験の論文式で配布される『論文式試験用配布法令基準等』では、会計基準の「結論の背景」部分は省略されています。**これはこの部分が重要であり、また試験に出題されることのメッセージだと思われます。**

### ② テキストを読んだ後、該当・関連箇所の会計基準等を読む！

たとえば、テキストの「金融商品」の章を読んだり、講義を聴いたりした後、本書の「金融商品に関する会計基準」を読んでみると、より理解が進みます。

なお、会計基準等をすべて丸暗記する必要はありません（そもそも分量的にムリですね）。あくまでも理解するためのツールとして活用しましょう！

### ③ 講義・ゼミの課題、過去問・模試等の答えあわせをする！

講義・ゼミの課題や会計士・税理士試験の過去問や模擬試験問題を

解いたのち、解答・解説は見ずに、本書で答えを確認してみましょう。これにより、基準のどこをどのように問われているか、すなわちどこが重要なかが把握できます。

さらには、次の試験の予想も可能になるかも！？

#### ④ 下線、マーカー等で印をつけながら読む！

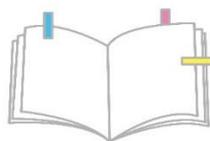
読んだ条項番号にはマーカーを引いておくとよいでしょう。すべての条項が等しく重要というわけではありませんので、これにより重要な条項が一目でわかるようになります。そして、試験直前にこの条項を重点的に読み込むと大変効果的です。

なお、基準を読む際、キーワードを○で囲んだり、下線を引くなどすると、次回に当該基準をみたとき、重要箇所が一目でわかります。

最初のうちはどこが重要か手探りだと思いますので、マーカーではなく、鉛筆で引くとよいでしょう。

#### ⑤ 付箋を貼る！

税理士、会計士試験などでは、基準ごとの出題だけでなく、基準の横断的な問題も出題されます。そのような場合、付箋などでメモを残していくと、重要な情報を集約できます。



現在、ネットでも法令、会計基準等の情報は入手できます。

単に確認・参照するだけならばよいかもしれませんが、法令・会計基準等を理解して、有力な武器にするためには、一覧性の高い紙の書籍のほうがより効果的です。

ぜひご活用ください！